



70歳未満の人の高額療養費
自己負担限度額が変わります

高額療養費とは、同月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請により、自己負担限度額を超えた額を支給する制度です。平成27年1月診療分から、70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります。

◎国民健康保険 70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分※1	医療費の自己負担限度額※2	
	3回目まで	4回目以降※3
ア 総所得金額等 901万円超	252,600円+ (医療費の総額－842,000円)×1%	140,100円
イ 総所得金額等 600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費の総額－558,000円)×1%	93,000円
ウ 総所得金額等 210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費の総額－267,000円)×1%	44,400円
エ 総所得金額等 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 同一世帯の国保加入者全員について、それぞれの総所得金額から33万円を引いた額の合計額

※2 個人、医療機関(入院・外来、医科・歯科)ごとに、21,000円以上のものの合計額

※3 過去12か月の間に、同一世帯で4回以上該当となった場合の限度額

〈問い合わせ先〉国保年金課 (☎ 82・1179)



高齢者福祉サービスをお知らせします

介護が必要な状態となることを予防し、地域で自立した生活を送ることができるように実施している高齢者福祉サービスについてお知らせします。

申請手続き等、詳しくはお問い合わせください。

■軽度生活援助事業

地域での自立した生活ができるようサポートするため、ホームヘルパーがお伺いし、軽易な日常生活の援助を行います。

◎対象

身体状況等の理由により、在宅での生活に支障のある市内在住の高齢者で、生活支援が必要な人

※要支援、要介護認定を受けている人は除きます。

◎内容

家事援助(調理、清掃等)、外出援助など

◎費用 0円～180円(30分)

※所得により異なります。

■介護予防型デイサービス事業

元気で自立した在宅生活を送ることができるように、市内の福祉会館等で週に1回、介護予防に関するレクリエーション等を行います。送迎もありますので、ご相談ください。

◎対象

市内在住で65歳以上の人

※要支援、要介護認定を受けている人は除きます。

◎内容

文化活動、健康体操、音読など

◎費用 1回300円

※別途昼食代が必要です。

〈問い合わせ先〉高齢障害課 (☎ 82・1171)